

福岡医発第2763号(地)
令和3年 1月26日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

「福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金」の
周知について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

標記補助金については、令和2年12月26日付福岡医発第2534号(地)
等にてご連絡しております。

今般、福岡県保健医療介護部より、当該補助金の申請期限が令和3年2月28
日までとなっており、約半数の医療機関が未申請であることから、当該補助金の
活用について再度周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員
への周知方につきご高配を賜りますようお願いいたします。

2医指第2810号

令和3年1月14日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課)



「福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金」
の周知について（依頼）

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、各医療機関において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策や医療提供体制を確保していただくための必要な経費について、標記の支援事業を実施しているところです。

当該補助金の申請期限が令和3年2月28日までとなっており、約半数の医療機関が未申請であることから、当該補助金の活用について、再度、周知を行う必要があると考えております。

つきましては、別紙『「福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金」の申請はお済でしょうか。』により貴会会員に対する周知にご協力いただきますようお願いいたします。

各医師会通知



別紙

各医療機関の管理者様

福岡県保健医療介護部医療指導課

「福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金」の申請はお済でしょうか。

御存知のとおり、国は、首都圏を中心に新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急増し、医療提供体制が逼迫していることから、令和3年1月8日から2月7日までの期間、本県を含む11都府県に対し、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたところです。

本県では、各医療機関において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策や、医療提供体制を確保していただくための必要経費について、標記の支援事業を実施しているところですが、支援事業の申請期限は令和3年2月28日までとなっており、残り少ない期限となっております。

なお、現状、国は、当該支援事業について、令和3年度に継続して行うとはしていません。

つきましては、今後の更なる感染拡大のための防止対策と医療提供体制を確保していただくため、是非ともこの支援事業を活用していただきますよう、お願い申し上げます。

※現在、国の令和2年12月15日に閣議決定された第3次補正予算（案）において、国の直接執行による医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援を実施予定ですので、下記URLをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/03index.html>

1 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の補助対象となりうる経費の例

※これまでに示されていた感染防止対策等の取組み例に加え、日常診療業務に必要な幅広い費用についても補助の対象経費となることが明確化されました。

科目	具体例
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常業務に要する消耗品費（固定資産に計上しないもの） ・ 日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬など） <li style="padding-left: 20px;">※直接診療報酬等を請求できるものは対象外 ・ 換気のための軽微な改修（修繕費） ・ 水道光熱費、燃料費
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話料、インターネット接続等の通信費 ・ 医療施設・設備に係る火災保険、地震保険、動産保険の保険料 ・ 休業補償保険の保険料 ・ 受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係りもの
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの ・ 日常診療に要する検査外注費 <li style="padding-left: 20px;">※直接診療報酬等を請求できるものは対象外 ・ 既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料 ・ 既存の顧問弁護士、顧問税理士等の報酬
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の診療スペースに係る家賃 ・ 日常診療・日常業務に使う既存の医療機器・事務機器のリース料
<p>（注意）対象となる経費でも、同一の支出について他の補助金と重複して補助は受けられません。特に、家賃支援給付金の給付を受ける場合はご注意ください。</p>	

2 補助対象とならない経費の例

- ・ 従前から勤務している者の人件費
- ・ 通常の医療の提供を行う者の人件費
- ・ 日常診療に要する医薬品費、材料費のうち、直接診療報酬等を請求できるもの
- ・ 日常診療に要する検査外注費のうち、直接診療報酬等を請求できるもの
- ・ 開業医等の所得補償保険の保険料
- ・ 工事費（修繕費とならないもの）
- ・ 支払利息
- ・ 減価償却費

3 申請方法

下記URLの県のホームページからご確認ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kansenkakudaiboushi-shien2.html>